

兵庫県公報

平成28年11月1日 火曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 兵庫県税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）	1

公布された法令のあらまし

●兵庫県税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第44号）

地方税法施行規則の一部改正により、法人県民税、法人事業税等に係る確定申告書等の様式が見直されたことを踏まえ、これらの税目に係る納付及び減額通知書の様式について所要の整備を行うこととした。

規 則

兵庫県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年11月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第44号

兵庫県税条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県税条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第78号）の一部を次のように改正する。

様式第24号を次のように改める。

様式第24号 (第16条関係)

法人県民税・事業税 納付
の 通知書
地方法人特別税 減額

所在地

法人名

.....
.....様

年 月 日

兵庫県 県民局長 印
(県税事務所)

県民税については地方税法第55条の規定により、事業税(加算金)については地方税法第72条の39、第72条の41、第72条の41の2、第72条の46又は第72条の47の規定により、地方法人特別税(加算金)については地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条及び第15条の規定により更正又は決定をいたしましたので通知します。

なお、不足金額は、指定納期限までに納付してください。

Table with columns for management number, fiscal year, dates, reporting dates, and tax amounts. It is divided into sections for Corporate Income Tax, Corporate Resident Tax, and Local Resident Tax. Includes sub-sections for 'Income Tax' and 'Local Resident Tax' with various numbered rows (1-38) for calculations and adjustments.

御注意

- 1 不足税額を納付されるときは、法定納期限の翌日から指定納期限までの期間又は当該指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合（当該期間の属する年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超えるときは、年7.3パーセントの割合）、その期間経過後は、その日数に応じ、年14.6パーセントの割合（特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、特例基準割合に7.3パーセントの割合を加算した割合）を乗じて計算した延滞金額を加算して納付してください。
- 2 上記の指定納期限までに納付されないために督促を受け、その督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることになります。
- 3 この更正又は決定の処分について不服があるときは、この通知書を受け取られた日の翌日から起算して3月以内に、兵庫県知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、正副2通作成し、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。

この更正又は決定の処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に係る裁決書を受け取られた日の翌日から起算して6月以内に、兵庫県を被告として提起することができます。

なお、この更正又は決定の処分の取消しの訴えは、地方税法第19条の12の規定により、上記の審査請求に係る裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。